

「千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)」に関するパブリックコメント手続の実施結果

「千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)」に関するパブリックコメント手続について、ご意見はありませんでしたのでお知らせします。

- 1 意見募集期間
令和3年1月1日(祝・金)～令和3年2月1日(月)
- 2 意見提出方法
郵送、FAX、電子メール及び持参
- 3 実施結果
提出者数 0件
件数 0件

お問い合わせ先

千葉市こども未来局こども未来部幼保支援課

電話 043-245-5977

FAX 043-245-5629

電子メール shien.CFC@city.chiba.lg.jp